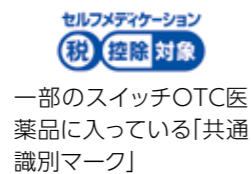


平成29年分の確定申告から医療費控除の制度が変わります

1 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)の導入

「スイッチOTC医薬品」の年間購入金額の合計が1万2,000円を超えたとき、超えた部分の金額(限度額8万8,000円)を総所得金額などから控除する制度です。対象は、健康診断や予防接種など一定の健康への取り組みを行っている方で、申告には健康診断結果などの提出が必要です。「スイッチOTC医薬品」とは、薬局やドラッグストアで販売されている薬で、医師の処方薬から転用された医薬品です。

なお、「セルフメディケーション税制」と「従来の医療費控除」は選択制です。重複して申告することはできませんのでご注意ください。



2 「領収書」の提出に代えて「医療費控除の明細書」を提出

平成29年分の申告から領収書の提出が不要になり、これに替えて「医療費控除の明細書」の提出が必要になります。これは、医療費や医療を受けた人・医療機関などの明細を記入する用紙で、健康保険組合などから渡される「医療費通知」(*)を添付することで記入を省略することもできます。詳細は、確定申告関係用紙をご覧ください。なお、平成31年分までは経過措置として、領収書の提出で申告することもできます。また、明細書に記載する根拠となる領収書は税務署や市から提示や提出を求める場合がありますので5年間大切に保管してください。

※神奈川県国民健康保険および後期高齢者医療制度の平成29年分医療費通知のように、「被保険者が支払った医療費の額」の記載がない場合は明細に代えることができません。



混雑している場合は、早めに受け付けを締め切る場合がありますのでご注意ください。

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税および復興特別所得税の確定申告は①～⑪、市・県民税の申告は①～⑦を持参してください。なお、内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ①印鑑・筆記用具・計算用具
- ②マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)
※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④源泉徴収票(原本)
- ⑤社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ⑥生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦医療費控除、またはセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)がある場合は明細書。寄附金控除がある場合は、領収書または受領証明書
- ⑧申告者本人の銀行口座番号
- ⑨前年分の確定申告をしている方は、申告書の控えまたは写しなど
- ⑩税務署から申告書やお知らせはがきが郵送された方はその用紙など
- ⑪e-Tax利用者は利用者識別番号と暗証番号

期限内の申告を!

2月16日～3月15日は確定申告期間です

図大和税務署 ☎ (262) 9411 / 市民税課 ☎ (235) 8594

平成29年分所得税および復興特別所得税の確定申告の準備をお願いします。

申告書はご自身で作成し、大和税務署へ早めに提出してください。

また、市役所でも次のとおり受け付けます。

市役所のできる確定申告

場市役所 401 会議室
対▽収入▽給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方▽控除▽医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除・寄附金控除の追加など
日 2月16日(金)～3月15日(木)の平日、ただし2月18日・25日(日)は受け付けます

▽午前部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後部へ)
▽午後部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)。2月17日・3月3日(土)8時30分～12時は市役所開庁日のため、完成した申告書に限り市民税課窓口で收受します。
他混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。また、郵送による提出はできません

市役所のできない確定申告

次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告してください。ただし、完成した申告書に限り、市役所でも收受します。なお、2月18日・25日(日)も大和税務署は開庁していません。

①給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)

- ②住宅借入金等特別控除の申告
- ③雑損控除の申告
- ④特定支出控除の申告
- ⑤平成28年分以前の申告

公的年金などに係る確定申告

公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告が不要な場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税(個人住民税)の申告

平成30年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(木)です。申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行

ができなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ①所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ②29年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③29年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方

④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月15日(木)までは市民税課窓口(土曜開庁日も含む)で、2月16日(金)～3月15日(木)は市役所401会議室で確定申告と同様の時間内に提出してください。また、郵送による提出も可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書などを作成することもできます。確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。

税理士による確定申告無料相談会

日 2月13日(火)～15日(木)
▽午前部 9時～12時(受け付けは11時30分まで)
▽午後部 13時～15時30分(受け付けは15時まで)

場市役所 401 会議室

※小規模納税者(29年の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税、年金受給者および給与所得者の所得税および復興特別所得税を申告する方。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方、相談内容が複雑な方などを除く

申告書の提出のみはできません。混雑している場合は、早めに受け付けを締め切る場合がありますのでご注意ください。